

令和5年度第1回 伊達市入札監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時

令和5年6月28日(水) 午前9時55分から午前10時55分まで

(2) 場 所

伊達市役所 東棟3階 庁議室

(3) 出席者

ア 委 員

伊藤宏委員長、尾形省二委員、紺野明弘委員、佐藤勉委員、
酒井博之委員

イ 事務局

財務部長、財政課長、副主幹兼契約検査係長、契約検査係技査

ウ 工事担当課

市民生活部 防災危機管理課 副主幹兼消防係長

教育部 生涯学習課 主幹

副主幹兼歴史文化まちづくり係長、主任学芸員

(4) 次 第

- 1 開 会 財政課長
- 2 あいさつ 伊藤委員長、財務部長
- 3 議 事

(1) 報告事項

- ① 市発注工事等の入札結果について・・・資料1-1 ～ 資料1-2

(対象期間：令和5年1月1日～4月30日)

- ② 入札参加資格制限措置に関する状況について・・・・・・資料2

(対象期間：令和5年1月1日～4月30日)

(2) 審議事項

- ① 抽出事案について・・・・・・・・・資料3

(対象期間：令和5年1月1日～4月30日)

- ② 抽出事案の審議について・・・・・・・・・資料4-1 ～ 資料4-3

4 そ の 他

- 5 閉 会 財政課長

2 議事の内容

(1) 報告事項

① 市発注工事等の入札結果について

【契約検査係技査】

資料 1－1、資料 1－2 により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【伊藤委員長】

令和 4 年度に入札件数が 100 件あったという報告がありましたが、今年になって発注件数 6 件と少ない気がする。工事発注件数の平準化は、市役所所にとっても業者にとってもメリットがあると思う。月や季節によって発注件数に変動があるのか。

【契約検査係長】

国が目標としている発注工事の平準化について伊達市でも平準化できるように努めているが、12 月に工事発注が偏ってしまう傾向にある。工事発注課に早期発注を依頼しているところであるが、早期発注ができず 6 月ころに工事発注が集中している。また、年度末になると工事の完成届の準備や検査員の人数の関係で検査係による竣工検査の件数に影響がある。併せて、年度末に工事を完了させたいという発注担当課の希望から入札件数が少なくなっていると考える。今後とも発注の平準化を担当課へ依頼していきたい。

② 入札参加資格制限措置に関する状況について

【契約検査係技査】

資料 2 により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【佐藤委員】

営業停止処分の期間はどのくらいとなっているか。

【財政課長】

株式会社水機テクノスは 45 日

水道機工株式会社は 45 日

青木あすなろ建設株式会社は 15 日

【佐藤委員】

営業停止期間よりも入札参加資格制限措置期間のほうが短くなるということか。

【財政課長】

そういうことになる。

【伊藤委員長】

営業停止処分期間中は入札に参加できないと考えられるが、水道機工株式会社は 45 日と解釈してよいか。営業活動はどこからどこまでになるのか。

【財政課長】

内容を確認すると、営業停止は令和 5 年 2 月 10 日からとなっている。

【伊藤委員長】

了解した。入札制限措置期間より前に営業停止処分を受けているということを確認した。

【紺野委員】

1番と7番は簡易裁判所より罰金刑の略式命令を受けている。入札参加資格制限措置理由として、1番は労働安全衛生法違反行為として3か月の制限措置、7番は安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故として3週間の制限措置となっているがどのように違うのか。7番も労働安全衛生法違反行為として考えられるのではないか。

【契約検査係長】

2件とも福島県からの報告によるもので制限措置を行ったものであるが、1番は事故が発生したにも関わらず、労働基準監督署に報告しなかったという違反である。7番については安全管理措置が不適切として無資格の者が起こした事故となる。労働安全衛生法違反行為においては多数の事案が存在するため上記の制限措置になったと考えられる。

【紺野委員】

同じ労働安全衛生法違反行為でも要綱では別々の処理となっている。

【契約検査係長】

そのとおりである。

【紺野委員】

罰金の額は違うのか。

【契約検査係長】

公表されていないため把握していない。

【伊藤委員長】

事故が発生したことと事故を適切に報告しなければいけないということとは全く別の問題であり、1番については両方とも該当していることになる。また、7番については事故が起こっただけの話となるのか。

【契約検査係長】

7番については事故が起こったことに加え安全管理措置が不適切な事案である。

【伊藤委員長】

説明より、制限措置の期間が一方は3週間でもう一方は3か月となっていると推察されるがどちらの事案が重い処分となるのか。

【契約検査係長】

1番のほうの方が当然重い処分となっている。

【伊藤委員長】

1番については事故隠しが行われたと考えると妥当な処分と考える。

(2) 審議事項

① 抽出事案について

【酒井委員】

資料3により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【佐藤委員】

要綱上ではおおむね5件を審議対象とするとしており、併せて入札に付する案件より4件、随意契約に付す案件より1件としている。入札件数と随意契約件数の総数の割合を基に抽出件数割合を決めていると考えられるが、今回のように条件付一般競争入札が2件と随意契約4件だった場合、今後とも同様に考え、随意契約より1件のみを限定するようになるのか。それとも概ね5件を優先的に考え、随意契約の抽出件数を増やすようになるのか。どちらが委員会の趣旨となるのか。条件付一般競争入札が一件もなかった場合は、随意契約案件1件のみを抽出対象とするのか。

【財政課長】

概ね5件というのは全体で5件ということになり、そのうち、入札に掛かるものを4件、随意契約に掛かるものを1件としている。今回は件数も少なかったので抽出について迷うところもあったが、今回は入札事案2件、随意契約事案1件を抽出事案にすることを事務局で決定しました。

【伊藤委員長】

概ね5件であれば、実際には6件であっても問題はなかったのではないかと。今回の抽出事案の件数については事務局の案として了解できる。今回は入札件数が極端に少なかったイレギュラーなケースであるため想定外であったと思うが、要綱上の概ね5件を抽出件数として優先してもらいたい。

② 抽出事案の審議について

・2022000643 伊達市消防団梁川支団消防屯所新築工事

【契約検査係長】

資料4－1により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【尾形委員】

本工事は梁川支団消防屯所新築工事を受注したのは梁川町の業者であると思われるが、事案2の霊山支団消防屯所新築工事を受注したのは霊山町の業者でよろしいか。

【契約検査係長】

はい。

【紺野委員】

設計額もそこそこ大きい額であるため、もう少し応札があってもよかったと思うのだが、この時期に工事が集中していたとか人手が足りなかったとかそういう状況は市では把握していたのか。

【契約検査係長】

そもそも、入札前の閲覧の申請が少なかったことと、2月に契約を行って

いるため手持ち工事の影響により応札者が少なかったと考えられる。また、大部分の工事の完成工期が年度末になっていることに加え、技術者の確保が困難であったことが原因と考える。

なお、本工事は工期確保のために繰り越しを行い8月までの工期を確保している。

【紺野委員】

工期があるのに、技術者の確保が困難という理由の意味は理解しづらい。

【財政課長】

一昨年度と同様に昨年度も災害復旧工事を発注していたため、各業者の手持ち工事が多数あったことは事実である。合わせて、不調案件も続いたため入札執行に苦慮した状況にあった。

【紺野委員】

資材の高騰等の影響はあったと思われるが受注者としては利益があまりないと考えられたのではないか。

【財政課長】

物価高騰があったことにより工事費が増額となったため補正予算の対応を行い工事発注時期が遅くなってしまったことも原因と考えられる。

【伊藤委員長】

資材の高騰分の費用は設計に考慮して発注しているのか。

【財政課長】

考慮している。

・ 2022000644 伊達市消防団霊山支団消防屯所新築工事

【契約検査係長】

資料4－2により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【尾形委員】

入札に参加した業者はどちらの業者か。

【契約検査係長】

梁川町と霊山町の業者である。

【酒井委員】

2件とも同じ建物構造なのか。

【消防係長】

同じ構造である。伊達市で標準と定めた構造である。

【酒井委員】

金額が若干違うのは屋外整備工事が理由と考えてよろしいか。

【消防係長】

そのとおりである。

【佐藤委員】

屋外整備工事があって、金額が高く工期が短いというのは何か理由があ

ったのか。

【消防係長】

工期が長いほう（梁川支団）は都市計画区域となっているため、確認申請が必要な上、現地の地盤が悪く地盤安定の工事を実施することとなったため、若干工期が長くなった。

【紺野委員】

2件とも入札に参加している業者は建築工事を積極的に受注している会社かどうか確認したい。2件とも入札に参加しているため、もしかしたら、どちらも受注していた可能性がある。複数受注した場合、対応できる業者であったのか。

【契約検査係技査】

4月以降の建築工事について、入札参加のための金抜設計書のほとんどを閲覧している。入札に参加する意欲が大いにみられる業者である。

・ 2022000622 旧亀岡家住宅（第2区）災害復旧工事

【契約検査係長】

資料4－3により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【伊藤委員長】

本工事は、前回（令和4年度第3回入札監視委員会）にも第1区災害復旧工事として抽出事案に上がった案件であったと思うが、今回の第2区の案件についても随意契約にする理由は前回と同じであると考えてよいのか。

【契約検査係長】

第1区の工事はまず指名競争入札を実施し、不調となったため随意契約に切り替えた。

【伊藤委員長】

災害復旧工事の対応ができる業者が少数であり広く（他県からも含め）指名業者を選定した案件であったと思う。今回の工事は第1区災害復旧工事を受注した業者と随意契約したのか。

【契約検査係長】

はい。

【紺野委員】

見積合わせを3回目で応札することができたが、復旧工事中に別の業者が復旧工事に参加するのは施工的にも難しいのか。復旧業者が会津や仙台（市外）しかできないと聞いていたが。

【契約検査係長】

復旧業者は県内で3件、県外で3件の計6者あったが第1区工事の際、5者において入札辞退があり、1者随意契約をした経過がある。第2区においては第1区の経過も踏まえ、第1区工事を落札した業者と随意契約をしたものである。

【紺野委員】

第1区と第2区を一体的に発注することはできなかったのか

【生涯学習課主幹】

旧亀岡家住宅は国の重要文化財に指定されており、国の補助金をもって災害復旧工事を実施している。補助金は年度ごとに分けて交付されることになっている。今回はイレギュラーケースであり、災害復旧工事の設計途中で2回目の地震が起きたため、補助機関である福島県と協議を行い、二つに分けて災害復旧工事を実施することとなった。

【佐藤委員】

第1区工事終了後に第2区工事の施工されているのか。第1区工事の途中で第2区工事が施工されたのか。

【生涯学習課主幹】

第1区の復旧設計書が完成した時に、2回目の地震が起きた。実施設計のやり直しをしながら工事に至った。

3 その他

・次回開催日 令和5年10月

4 閉 会

(午前10時55分)